

お年寄り世帯 見守りたい員募集

子どもから大人まで、地域のみなさんで助けあい、支えあう関係づくりを目指して『お年寄り世帯見守りたい員』を募集しています。

あなたのやさしさを行動に表してみませんか？

見守りたい員とは？

日常生活の中で、ご近所にお住まいのおおむね65歳以上の高齢者を見守っていただくボランティアです。

町内にお住まいの中学生以上の方にご登録いただけます。

見守りはどういうふうにおすすめればいいのか？

生活に負担のない範囲で、日常的あいさつや遠巻きの見守り活動をお願いします。

異変を感じたときは、地区の区長や班長に連絡してください。緊急の場合は警察署や消防署、役場のいきいき長寿課にご連絡ください。

異変ってどんなこと？

- * 新聞や郵便がたまっている
- * しばらく雨戸が開いていない
- * 洗濯物が干したまま
- * 最近見かけない... など

日常生活にあわせて、確認ができるところからお願いします。

登録方法は？

裏面にある「登録届」に必要事項を記入のうえ、伊奈町役場いきいき長寿課いきいき長寿係に直接ご提出ください。郵送・FAXでも受け付けていますが、その際はお電話でご連絡ください。

活動時期

登録が完了次第、たい員が住む地区の区長を通して『見守りたい たい員証』を交付します。たい員証が届いたら見守り活動を始めてください。

もっと知りたいQ & A

Q 民生委員や福祉協力員も見守りをしていますが、その違いは？

A 民生委員などの見守りは、特定の方を定期的に見守りますが、このたい員の見守りは、不特定の方を日常生活の中で、自身の都合のいいときに見守っていくやり方です。

Q 必ず訪問しなければいけないのですか？

A 最近見かけなくなった、など必要に応じて訪問していただければ結構です。基本は普段どおりの声かけやあいさつなど、さりげない見守りが中心となります。声かけなどからのコミュニティーづくりになればと思っています。

Q おおむね65歳はどのように把握するのですか？

A 65歳にこだわることなく、見た目で見守りが必要だと思われる高齢者を見守っていただければ結構です。

Q たい員証の携帯は義務ですか？

A 義務ではありませんが、原則、携帯を推奨しています。高齢者のお宅を訪問する際は必ず携帯してください。

申し込み・問い合わせ先

伊奈町役場 いきいき長寿課 いきいき長寿係

〒362-8517 伊奈町中央4-355

電話 048-721-2111 (内線2125、2126)

FAX 048-721-2137

相談先

上尾警察署 048-773-0110

伊奈町消防署 048-722-8111

伊奈町地域包括支援センター 048-720-5656

伊奈町南部地域包括支援センター 048-795-4900

お年寄り世帯見守りたい たい員登録届

	氏名	住所	生年月日	性別
1			昭和 平成 年 月 日	
2			昭和 平成 年 月 日	
3			昭和 平成 年 月 日	